

合議制裁判・労働審判がないことの不都合事例（準抗告以外）アンケート結果集計表

アンケート対象者：神奈川県弁護士会相模原支部会員

アンケート実施日：令和5年9月26日

1 地裁相模原支部に提訴したが、合議相当として、地裁本庁に事件が回付された事案		
番号	①どのような事案だったか。	②回付されたことで、当事者にどのような不利益があったか。
1	<p>不正競争防止法及び商標法に関する訴訟を地裁相模原支部に提起したところ、第1回期日前に地裁本庁に回付され、合議に付された事案。</p> <p>提訴（支部） ↓ 回付 ↓ 第1回期日（本庁）</p> <p style="margin-left: 200px;">} 約3か月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回付後、地裁本庁で指定された第1回期日は提訴から丸3か月後となり、訴訟遅延が生じた。</li> <li>・依頼者より「遅いですね」と言われた。</li> </ul>